

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県規則第十一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

略	総務部	出納員を置く部局又は地方公所	出納員と	所掌事務		会計管理者から委任される事務	会計管理者の命を受けてつかさどる事務						
								略	税務課長	当該課に属する県税の収納事務並びに県税の収納及び証紙の売りさばきの際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務			
											略	略	略

改正前

略	総務部	出納員を置く部局又は地方公所	出納員と	所掌事務		会計管理者から委任される事務	会計管理者の命を受けてつかさどる事務						
								略	税務課長	当該課に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務			
											略	略	略

略	総合県税事務所	略	略
略	略	略	略
略	略	当該事務所に属する 県税の収納事務及び 紙の売りさばきの際 の第二百六十四条の 二（歳計現金の保管 の特例）第一項に規 定する釣銭用現金の 保管に関する事務	略
略	略	略	略

（金額及び数量の訂正）

第四十条 略

2 前項の場合においては、帳簿を除き、上部余白に訂正又は削除したことを明記しなければならぬ。

（納入通知書発行の特例）

第四十四条 納入通知者は、次に掲げる場合は、納入通知書の発行に代え、口頭又は掲示の方法により納入の通知をすることができる。

一 八 略

九 証紙の売りさばき代金を徴収するとき。

2 略

（納入場所）

第四十五条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入については、現金出納機関を納入場所とすることができる。

一 二十四 略

二十五 証紙の売りさばき代金

二十六 略

略	総合県税事務所	略	略
略	略	略	略
略	略	当該事務所に属する 県税の収納事務及び 収納の際 の第二百六十四条の 二（歳計現金の保管 の特例）第一項に規 定する釣銭用現金の 保管に関する事務	略
略	略	略	略

（金額及び数量の訂正）

第四十条 略

2 前項の場合においては、帳簿を除き、上部余白に訂正又は削除したことを明記して、これに証印を押さなければならぬ。

（納入通知書発行の特例）

第四十四条 納入通知者は、次の各号に掲げる場合は、納入通知書の発行に代え、口頭又は掲示の方法により納入の通知をすることができる。

一 八 略

2 略

（納入場所）

第四十五条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる収入については、現金出納機関を納入場所とすることができる。

一 二十四 略

二十五 略

二十六 略

(請求書の記載事項等)

第八十八条 債権者は、前条第一項の規定により提出する請求書に別表第五に掲げる事項を明瞭に記載しなければ

ならない。

2・3 略

(用語の意義)

第一百七十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 計算管理者 企画振興部デジタル政策推進課長をいう。

第三百三十三条 削除

(契約不適合責任の期間)

第二百十九条 契約者は、第二百十六条(検査及び引渡し)に規定する工事の引渡しの日から二年間

工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合におけるその不適合(以下この条において「契約不適合」という。)を担保する責任を負い、及びそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その契約不適合が契約者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、

(請求書の記載事項等)

第八十八条 債権者は、前条第一項の規定により提出する請求書に別表第五に掲げる事項を明りように記載するとともに、印影を明確に押さなければならない。

2・3 略

(用語の意義)

第一百七十七条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三 略

四 計算管理者 企画振興部情報企画課長 をいう。

(領収印)

第三百三十三条 債権者から徴する領収印は、請求書に押したものと同一のものでなければならない。ただし、紛失その他やむを得ない事由により改印したものであるときは、その印鑑を証明すべき書類を徴さなければならない。

(契約不適合責任の期間)

第二百十九条 契約者は、第二百十六条(検査及び引渡し)に規定する工事の引渡しの日から一年間(工事の目的物が石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤である場合にあつては、二年間)工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合におけるその不適合(以下この条において「契約不適合」という。)を担保する責任を負い、及びそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。ただし、その契約不適合が契約者の故意又は重大な過失により生じたものであるときは、

その期間は十年間とする。

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

略	企画振興部	略	部	局	局	課	長	室
略	企画振興部長	略	部	局	局	課	長	室
略	各課長	略						
略		略						長

別表第二の二（第五十四条の二関係）

一〇百 略

百一 食品衛生法関係手数料  
百二から百三十一まで 削除

その期間は十年間とする。

別表第一（第二条関係）

部局、部局長、課長及び室長

略	企画振興部	略	部	局	局	課	長	室
略	企画振興部長	略	部	局	局	課	長	室
略	各課長	略						
略	被災者受入支援室長	略						長

別表第二の二（第五十四条の二関係）

一〇百 略

- 百一 飲食店営業許可申請手数料
- 百二 喫茶店営業許可申請手数料
- 百三 菓子製造業許可申請手数料
- 百四 あん類製造業許可申請手数料
- 百五 アイスクリーム類製造業許可申請手数料
- 百六 乳処理業許可申請手数料
- 百七 特別牛乳さく取処理業許可申請手数料
- 百八 乳製品製造業許可申請手数料
- 百九 集乳業許可申請手数料
- 百十 乳類販売業許可申請手数料
- 百十の二 食肉処理業許可申請手数料
- 百十一 食肉販売業許可申請手数料
- 百十二 食肉製品製造業許可申請手数料
- 百十三 魚介類販売業許可申請手数料
- 百十四 魚介類競り売り営業許可申請手数料
- 百十五 魚肉ねり製品製造業許可申請手数料
- 百十六 食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料
- 百十七 清涼飲料水製造業許可申請手数料
- 百十八 乳酸菌飲料製造業許可申請手数料

百三十二～百五十一 略

百五十二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係手数料  
百五十三 削除  
百五十四～三百十二 略

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二百十九条の改正規定並びに別表第二の二百三十一号の二、第三百三十一号の三及び第三百五十一号の二から第三百五十一号の七までを削る改正規定（同表第三百三十一号の二及び第三百三十一号の三に係る部分を除く。）並びに同表第三百五十二号及び第三百五十三号を改める改正規定は公布の日から、同表第一百一号から第三百三十一号までを改める改正規定並びに同表第百

百十九 氷雪製造業許可申請手数料  
百二十 氷雪販売業許可申請手数料  
百二十一 食用油脂製造業許可申請手数料  
百二十二 マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料  
百二十三 みそ製造業許可申請手数料  
百二十四 醬油製造業許可申請手数料  
百二十五 ソース類製造業許可申請手数料  
百二十六 酒類製造業許可申請手数料  
百二十七 豆腐製造業許可申請手数料  
百二十八 納豆製造業許可申請手数料  
百二十九 めん類製造業許可申請手数料  
百三十 そうざい製造業許可申請手数料  
百三十一 缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料  
百三十一の二 添加物製造業許可申請手数料  
百三十一の三 食品の放射線照射業許可申請手数料  
百三十二～百五十一 略  
百五十一の二 建築物清掃業者登録手数料  
百五十一の三 建築物空気環境測定業者登録手数料  
百五十一の四 建築物飲料水水質検査業者登録手数料  
百五十一の五 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料  
百五十一の六 建築物ねずみこん虫等防除業者登録手数料  
百五十一の七 建築物環境衛生一般管理者登録手数料  
百五十二及び百五十三 削除  
百五十四～三百十二 略

三十一号の二、第百三十一号の三及び第百五十一号の二から第百五十一号の七までを削る改正規定（同表第百三十一号の二及び第百三十一号の三に係る部分に限る。）は同年六月一日から施行する。